

新潟市居宅サービスにおける出張所等の設置に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険事業所における出張所等の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業所)

第2条 この要綱による出張所等設置の対象とする本体事業所の種類は、介護保険法で規定されるサービスのうち、次の各号とする。

- (1) 訪問介護
- (2) (介護予防) 訪問看護
- (3) (介護予防) 訪問リハビリテーション
- (4) 通所介護

(出張所等の設置要件)

第3条 出張所等の設置に当たっては、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号）」に定める要件のほか、次の各号の要件についても満たすものとする。

- (1) 本体事業所は、事業開始以降1年以上の実績を有すること。
 - (2) 1の本体事業所に係る出張所等の数は2か所までとすること。
 - (3) 本体事業所の所在地が新潟市内であること。
 - (4) 出張所等の所在地が新潟市内の厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年3月13日厚生労働省告示第83号（平成30年3月22日厚生労働省告示第78号改正時点））第1項で規定される地域であること
 - (5) 本体事業所と出張所等の距離は、自動車等による移動に要する時間が概ね20分以内の距離であること。
 - (6) 通所介護における出張所等の利用定員は18人以下であること。
- 2 本体事業所のみでは対応できず、出張所等を設置するための合理的な理由があるなどの場合は、前項に関わらず、個別の事情を勘案の上、設置の可否について判断することとする。

(届出)

第4条 出張所等設置に係る届出は、「新潟市介護サービス事業者の指定等手続きに関する要綱（平成31年4月1日制定）」第5条第2項の規定により行うものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。